

# エコツーリズム推進法の概要

## 法律の目的

エコツーリズムが

- ①自然環境の保全、
- ②地域における創意工夫を生かした観光の振興、
- ③環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進

において重要な意義を有することにかんがみ、その基本理念や基本方針の策定その他エコツーリズムを推進するために必要な事項を定めることにより、関係する施策を総合的かつ効果的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

## 成立の背景

エコツーリズムの普及や環境問題への関心が高まっています。一方、一部の地域では過剰な利用などにより自然環境に被害が生じている事例が見られるようになってきました。

## 基本理念

- ・自然環境への配慮
- ・観光振興への寄与
- ・地域振興への寄与
- ・環境教育への活用

## 自然観光資源

### 自然観光資源の定義

私たちの暮らしは、自然と密接に関わり、自然と共生してきました。自然環境の保全を考えていく上で、自然と密接に関連する人々の生活文化についても目を向ける必要があります。

「自然観光資源」には動植物の生息地や生育地などの自然環境のほか、自然と密接に関わる風俗慣習など伝統的な生活文化に関わるものも含まれます。

### 自然観光資源の例

- コウモリの生息地
- 棚田
- ブナの巨木
- ワジワ
- 鳥の巣
- 海岸を築きながら営みその姿を数層中絶崖に刻削

# 国の役割

## 国の役割



政府が策定する「基本方針」

地域が定める  
「全体構想」の基礎となるもの



地域協議会への参加、技術的助言、情報の収集、広報活動 e.t.c

## 市町村の役割

### 地域ごとに協議会を組織し、全体構想の作成と組織運営を行います

#### エコツーリズム推進協議会

地域の貴重な資源を  
次の世代に残していこう。



基本方針に即して作成

全体構想

・速やかに公表  
・主務大臣へ報告

※このほか、エコツーリズム推進に係る連絡調整を担当。

### 作成した全体構想について国による認定を申請することができます



審査

◇要件  
・基本方針に適合  
・確実かつ効果的に実施される見込み



### 全体構想が認定されるとできるようになること

- 1 地域資源の保護  
この地域に貴重な資源が豊富にあることを国の認定を受けると「特定自然保護地域」に指定することで、河川や森林、緑地、観光地等に関する開発行為を制限するなどの保護措置を講ずることが出来ます。
- 2 流入りの創出  
この地域において、観光客の増加が期待される地域への流入り人数が増加が見込まれます。
- 3 広報  
国が、認定地域の取り組みを全国にPRします。



## 認定までの申請手続き（再掲）

### STEP 1：エコツーリズム推進協議会で「基本方針」に即した全体構想を作成

#### 全体構想に定める事項

- \* エコツーリズムを実施する地域
- \* 自然観光資源の名称及び所在地
- \* エコツーリズムの実施の方法
- \* 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置
- \* 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
- \* その他エコツーリズムに必要な事項



### STEP 2：市町村長は作成した全体構想を主務大臣に報告 認定を求める場合は、認定申請を行う。



### STEP 3：認定申請があった場合は、主務大臣により審査が行われ、 基本方針に適合すると認められた全体構想に認定が与えられる。

#### 全体構想の認定の基準

- \* 基本方針に適合するものであること
- \* 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置その他の全体構想に定められる事項が確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること

